

・登録申請の流れ

1 登録申請書類作成



2 協議書類提出（東南村山地域、置賜地域：団体の所在する市町村に協議書類〔登録申請関係書類の写し〕を提出。

最上地域：県最上総合支庁地域保健福祉課に提出。

上記以外：会員となる利用者の居住地の市町村に提出。なお、同一運営協議会の複数市町村に会員が居住する場合は、その会員数が最も多い市町村に提出。）



3 受付市町村で書類審査



4 受付市町村から事務局市町村に書類送付



5 運営協議会での審議（事務局市町村等で開催）



6 申請事業者への結果通知



7 運営協議会で協議成立の場合、運輸支局に本申請



8 運輸支局での審査



9 登録（登録番号の付与、登録証の交付）

※ 最上地域では、県最上総合支庁地域保健福祉課で書類審査。

※ 会員の居住地が共同設置の運営協議会をまたがる構成となっている場合や、他県にまたがる場合は、それぞれの市町村等に申請書類を提出してください。